

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成14年10月1日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正 <u>平成21年9月29日 一部改正</u></p> <p>第1条 ~ 第8条（略）</p> <p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン</p>	<p style="text-align: center;">海外投資（不動産等）保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成13年4月1日 01-制度-00006</p> <p style="text-align: center;">沿革 平成14年10月1日 一部改正 平成17年3月29日 一部改正 平成18年12月27日 一部改正</p> <p>第1条 ~ 第8条（略）</p> <p>（保険金不払、保険金返還、保険契約の解除）</p> <p>第9条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、又は当該保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。</p> <p>一 被保険者等の過失（重大な過失を除く。）により損失が生じたとき</p> <p>二 保険契約者又は被保険者が故意又は過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>三 前各号に掲げるほか、保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>2 日本貿易保険は、第20条第1項、第21条第2項、第3項及び第22条第4項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、保険契約を解除することができる。</p> <p>一 保険契約者又は被保険者がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>二 貿易保険における環境社会配慮のためのガイドライン</p>	

<p>（平成13年4月1日 01 - 制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>保険契約者又は被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニングフォーム</u>（環境ガイドラインで定めるスクリーニングフォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、不動産に関する権利等の取得に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>第10条 ~ 第39条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成21年10月1日から実施する。</u></p>	<p>（平成13年4月1日 01 - 制度 00061。以下「環境ガイドライン」という。）に基づき、<u>海外投資に係るプロジェクトに関して被保険者が日本貿易保険に提出したスクリーニング・フォーム</u>（環境ガイドラインで定めるスクリーニング・フォームをいう。）の内容の全部又は一部が、被保険者等の故意又は過失により事実と反しているか、又は記載すべき事項を記載していないため、環境ガイドラインに定めるカテゴリA又はBに分類されるべき当該プロジェクトがカテゴリCに分類されたとき</p> <p>三 保険契約者又は被保険者が、不動産に関する権利等の取得に関して不正競争防止法（平成5年法律第47号）の贈賄に関する規定に違反したとき</p> <p>第10条 ~ 第39条（略）</p>	
---	--	--